

# 高断熱窓（リフォーム）



## 補助対象者の要件

- 村税を滞納していない
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない。
- 交付申請日において高断熱窓を設置しようとする戸建て住宅に住所を有する者であること。
- 下記いずれかの方法で**主たる居室（日常生活上在室時間が長い居室等をいう。）の全ての窓**（外気に接する窓をいう。以下同じ。）又は既に主たる居室の一部の窓に高断熱窓を設置している場合は、当該高断熱窓を設置した窓以外の全ての窓に高断熱窓を設置する予定であること。
  - A) 内窓設置（既存の窓の内側に新しい窓を設置する方法をいう。）
  - B) 外窓交換（既存の窓を撤去し、新しい窓に交換する方法をいう。）
  - C) ガラス交換（既存のサッシを利用して、ガラスを交換する方法をいう。）

### よくある質問

#### Q. 「主たる居室」とは何ですか？

- A. 日常生活上在室時間が長い居室のことで、具体的にはLDK・リビング・居間等を指します。  
※ 寝室・子ども部屋・書斎・脱衣室・浴室・洗面所・トイレ等は「主たる居室」として扱いません。

#### Q. 「全ての窓（外気に接しない窓を除く）に高断熱窓を設置する」とはどういうことですか？

- A. 外気に接する窓全てに高断熱窓を設置することを指します。廊下、隣室に接する窓は必ずしも施工する必要はありません。

#### Q. 以前に主たる居室の外気に接する窓の一部に高断熱窓を設置しており、今回この補助金で残りの窓を施工する場合は対象になりますか？

- A. 既設の高断熱窓が本補助金の対象設備を使用している場合に限り対象になります。その場合は残りの窓を全て施工してください。なお、既設の高断熱窓が本補助金の対象設備以外の設備を使用している場合は、対象設備に交換する必要があります。

## 対象設備の要件

- ① 新品であること。
- ② 申請年度に国が実施する高断熱窓補助事業における対象設備として登録されている窓及びガラスであること。

### 対象設備・参照ページ例



【環境省】先進的窓リノベ2025事業HP  
<https://window-renovation2025.env.go.jp/>



【公益財団法人北海道環境財団】  
既存住宅における断熱リフォーム支援事業  
<https://window-renovation2025.env.go.jp/>

## 補助金額

区分	補助金額
村外に本店を置く業者から購入・設置する場合	設置に係る経費の合計額(税込み)の1/2 (上限10万円)
村内に本店を置く業者から購入・設置する場合	設置に係る経費の合計額(税込み)の3/4 (上限15万円)

※それぞれ1,000円未満切捨て

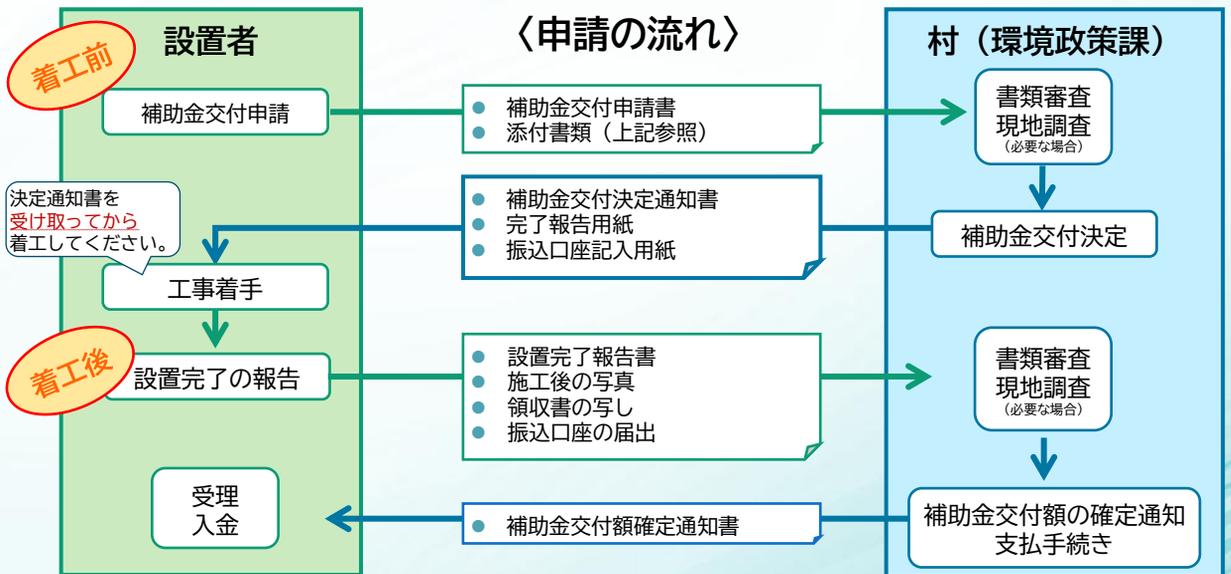
## 申請の期限／方法（対象者の区分に従って申請してください。）

次ページの提出書類を揃えて**必ず設置の施工前に環境政策課の窓口にて**申請してください。

※着工後や設置後の申請は補助の対象になりません。

提出書類（交付申請時）

提出書類（2~9はコピーでの提出可）	
1. 交付申請書（様式第1号）	窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能 ●-----▶
2. 設置費用が確認できる書類	見積書等
3. 当該窓の設置前写真	施工するすべての窓の写真
4. 設備の設置場所を示す案内図	住宅地図、Googleマップなど
5. 設置する住宅の全体図及び設置する部屋の平面図	
6. 設備の製造会社名、型式及び仕様が確認できる書類	カタログ等
7. 納税証明書（未納がないことの証明）（発行から3カ月以内のもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務課又は郵送申請にて取得可能</li> <li>● 申請時において村税（住民税、固定資産税等）が課税されていない場合は添付不要</li> </ul>
8. 住宅所有者の承諾書	条件により提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 設置する戸建住宅の所有者でない場合提出</li> <li>● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能</li> </ul>
9. 他補助金等の金額が確認できる書類	条件により提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出</li> </ul>
10. 事務代行届（様式第2号）	条件により提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ※交付申請の手続を代理の者（業者等）に委任する場合提出</li> <li>● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能</li> </ul>



【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します。
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です（設置場所の案内図、納税証明書など）。

ご協力をお願いします！

設備設置住宅における省エネ・脱炭素の状況把握するため、補助を受ける方には**設備設置前後1年間の電気使用量データの提供**をお願いしています。

お申し込み・お問い合わせ先

東海村 村民生活部 環境政策課  
環境計画推進担当（役場行政棟4F）  
TEL：029-282-1711（内線1432）  
E-mail：kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp



東海村公式HP